

主な内容

- 韓国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N8）の発生について ……1
- 豚流行性下痢（PED）の発生状況と侵入防止対策 ……2～3
- 県外から導入した牛のヨーネ病検査を実施しましょう！ ……4
- 動物用医薬品の使用規制省令が改正されました ……5
- と畜検査で発見された牛白血病（獣医師会水沢支会研修会で学んだことと併せて） ……6～7
- 牛サルモネラ症の管内発生状況と清浄化対策 ……8
- ハエの発生防止対策 ……9
- 岩手県南家畜衛生推進協議会からのお知らせ ……10

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N8）の発生について

防疫課 中小家畜担当

2014年1月17日に韓国のアヒル農場においてH5N8亜型の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生しました。2月3日までに報告された発生農場は20戸で、250万3千羽の家さんの殺処分が完了しました。韓国では、まん延防止対策として、発生農場のほかに、発生農場周囲の農場と疫学関連農場の家さんも殺処分されています。過去に韓国で発生したHPAIはH5N1亜型であり、H5N8亜型のウイルスは検出されたことはありません。今回、発生農場付近で回収された野生の渡り鳥の死体からHPAI（H5N8）ウイルスが検出されており、渡り鳥での感染も確認されています。国内にはすでに渡り鳥が往来しており、鳥インフルエンザに感染した野鳥や野生動物が農場内へウイルスを持ち込むことを確実に防ぐことが重要です。基本的な侵入防止対策の指導を継続的に実施して参りますので、飼養者や関係機関の皆様のご理解とご協力をお願いします。



降雪、凍結などによる防鳥ネット等施設の破損を確認し、侵入防止対策の徹底をお願いいたします。

～侵入防止対策について～

1 野鳥・野生動物による侵入防止

- 畜舎や鶏糞処理施設等への防鳥ネット・金網の設置及び破損部位の修繕
- 野鳥・野生動物が近づかないよう、畜舎内外を整理整頓

2 飲用水・飼料の汚染による侵入防止

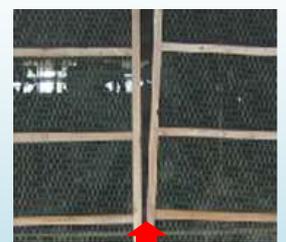
水道水または消毒済みの水を給与、飼料置場・タンク周辺を清掃

3 人や車両による侵入防止

外来者の立入制限、農場出入り時の車両消毒、農場専用の衣服・履物の着用、畜舎出入時の手指・履物・衣服の消毒

4 家さんの観察

日常の健康観察を徹底し、異常を認めた際は担当獣医師または当所へ連絡願います



隙間のないように！

お知らせ

「岩手県内の家畜伝染病の発生および届出伝染病の届出状況」について

岩手県ホームページに掲載しています。御活用下さい。

ホームページのトップページ>産業・雇用>農業>畜産技術情報>感染症情報

または、<http://www.pref.iwate.jp/nogyo/14035/kansenshou/020920.html>

豚流行性下痢（PED）の発生状況と侵入防止対策

防疫課 中小家畜担当

2013年10月に沖縄県でPEDが国内では7年ぶりに発生しました。その後、茨城県、宮崎県、鹿児島県、熊本県に発生が拡大しています。

本病は水様性下痢を主徴とするウイルス性の急性伝染病で、主に冬季に流行します。すべての日齢の豚に感染しますが、一般に若齢豚で重篤な症状を示し、10日齢以内の哺乳豚では発症すると約50%が死亡するといわれています。

国内発生事例から検出されたウイルスの遺伝子検査を実施したところ、現在、中国や米国で流行しているウイルス株と近縁であることが明らかとなりました。

ここでは、海外・国内におけるPEDの発生状況を整理し、対策を紹介します。



※動物衛生研究所HPより

海外と国内の発生状況

中国

1973年にPEDを疑う疾病が最初に確認され、1984年に原因ウイルスが検出されたと報告されています。2010年以降、新型のPEDウイルス株が流行し、100万頭以上の子豚の死亡が確認されています。

中国の研究機関が2011年2月～2012年11月に、中国全土でPEDの調査を実施したところ、約80%（141/177戸）の農場からPEDウイルスが検出され、分離株の約60%が新型のPEDウイルスであることが判明しました。この結果から、中国国内では新型のPEDウイルス株が流行していることが分かりました。

韓国

1992年にPEDの発生が確認されて以来、流行が継続し、2004年以降は毎年数件～40件程度の発生が報告されています。韓国政府は2013年11月以降、PEDの発生が増加していることを公表し、注意を促しています。

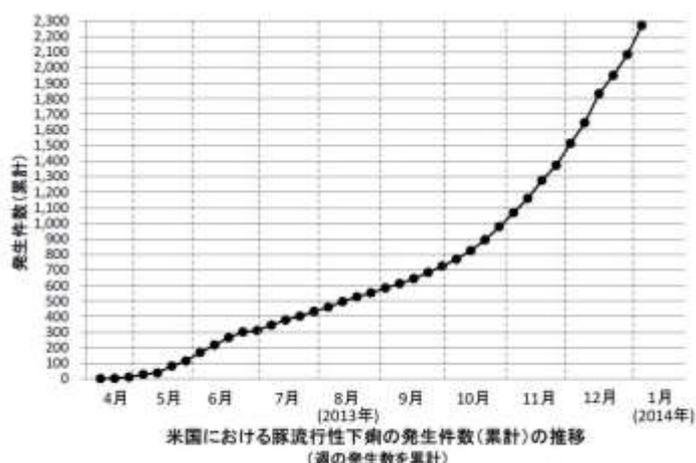
その他の地域

欧州地域ではこれまでに、英国、ベルギー、チェコ共和国、ハンガリー、イタリア、ドイツ、スペインにおいて散発的に発生しています。アジア地域ではベトナム、タイ、フィリピンで流行が確認されています。

米 国

オハイオ州で2013年4月に初めてPEDの発生が確認されました。その後、発生は急速に拡大し、2014年1月15日現在、23州において、2,271件の発生が報告されています。

米国では本病の発生に関する法的な届出義務はなく、また、本病に対するワクチンは承認・販売されていません。これらの状況が流行の拡大の一要因と疑われています。



2014年1月15日現在、「全米養豚獣医師協会ウェブサイト¹⁰⁾」より

国 内

1982年にPEDを疑う子豚の下痢症が最初に報告され、1990年代に大規模な流行が認められました。岩手県でも1996年から翌年にかけて発生が確認され、5農場が被害を受けました。

2013年10月に沖縄県で7年ぶりに本病の発生があり、2014年2月4日現在で、**沖縄県3件、茨城県2件、宮崎県34件、鹿児島県106件、熊本県4件**に発生が拡大しています。

豚流行性下痢を予防するために

1 農場への侵入防止対策

- 衛生管理区域への立入者の制限
- 入場車両の消毒
- 衛生管理区域内専用の衣服・長靴の設置
- 豚舎出入口での長靴の消毒(交換)、手指の洗浄・消毒
- 他農場で使用した器具の持込み禁止(あるいは消毒の実施)
- 豚舎及び使用器具の定期的な洗浄・消毒
- 導入豚の一定期間の隔離飼育
- 毎日の健康観察

2 ワクチン接種

市販のワクチン株と沖縄県で分離された株は抗原性に差(血清学的な違い)はなく、現在、流通しているワクチンの予防効果があると考えられていますが、2014年1月時点で本ワクチンの国内在庫量が少ない状況です。

前述の侵入防止対策(特に、と畜場や化製場等の**集合施設への出入時の消毒**)に留意してください。

県外から導入した牛のヨーネ病検査を実施しましょう！

防疫課 大家畜担当

岩手県では、牛のヨーネ病の早期発見とまん延防止を図るため、①5年間で県内を一巡する「定期検査」、②本病の患畜が発見された「発生農場の検査」、③導入された牛の「導入直後の検査」を実施しています。

表に、平成 24～25 年度における本病の患畜の頭数を示しましたが、10 農場の 21 頭が患畜と診断されています。

患畜を産地別に整理すると、県外で産まれて導入された牛は、15 頭でした。

当該 15 頭中 3 頭は「導入直後の検査」、6 頭は「導入の 1～2 か月後に実施された定期検査等」により発見されているため、これら **9 頭は、本病に感染した状態で導入**されたと推察されました。また、前者の 3 頭は、隔離飼育中（既存の飼養牛に接触する前）に発見されたため、農場への感染牛の侵入を未然に防止することができました。

以上より、ヨーネ病の防疫対策上、**本病を持ち込む危険性がある県外からの導入牛を検査することが重要**です。

県外導入牛のヨーネ病検査は、次のとおり実施していますので、積極的な受検をお願いします。なお、平成 25 年度は、当所管内で 175 頭の検査を行い、全頭で陰性の結果を得ています（平成 26 年 1 月末現在）。

岩手県における牛ヨーネ病患畜の頭数(平成 24～25 年度※1)

産地	患畜	導入後の検査時期
県外	15 頭	導入直後 (3 頭) 導入の 1～2 か月後※2 (6 頭) 導入から 1 年以上経過後※2 (6 頭)
県内	6 頭	
計	21 頭	

※1：平成 25 年度は、12 月末現在。

※2：定期検査や発生農場の検査として実施。

1 検査

- ◆ 対象： 搾乳又は繁殖に供する目的で、県外から導入した牛
- ◆ 料金： 無料です！
- ◆ 申込み： 導入予定の 1 週間前までに、頭数や予定日を連絡してください
- ◆ 内容： 糞便中のヨーネ菌遺伝子の有無と量を検査します
- ◆ 材料： 導入後 1 週間以内に、糞便を採取して当所に搬入してください
(採取は獣医師や農協職員に依頼してください)

2 導入時の注意事項

- ◆ 確認： 導入元の農場で、ヨーネ病の発生がないことを確認しましょう！
- ◆ 管理： 導入牛は、検査結果が判明するまで（約 1 週間）、既存の飼養牛と接触させずに管理（隔離飼育）しましょう！

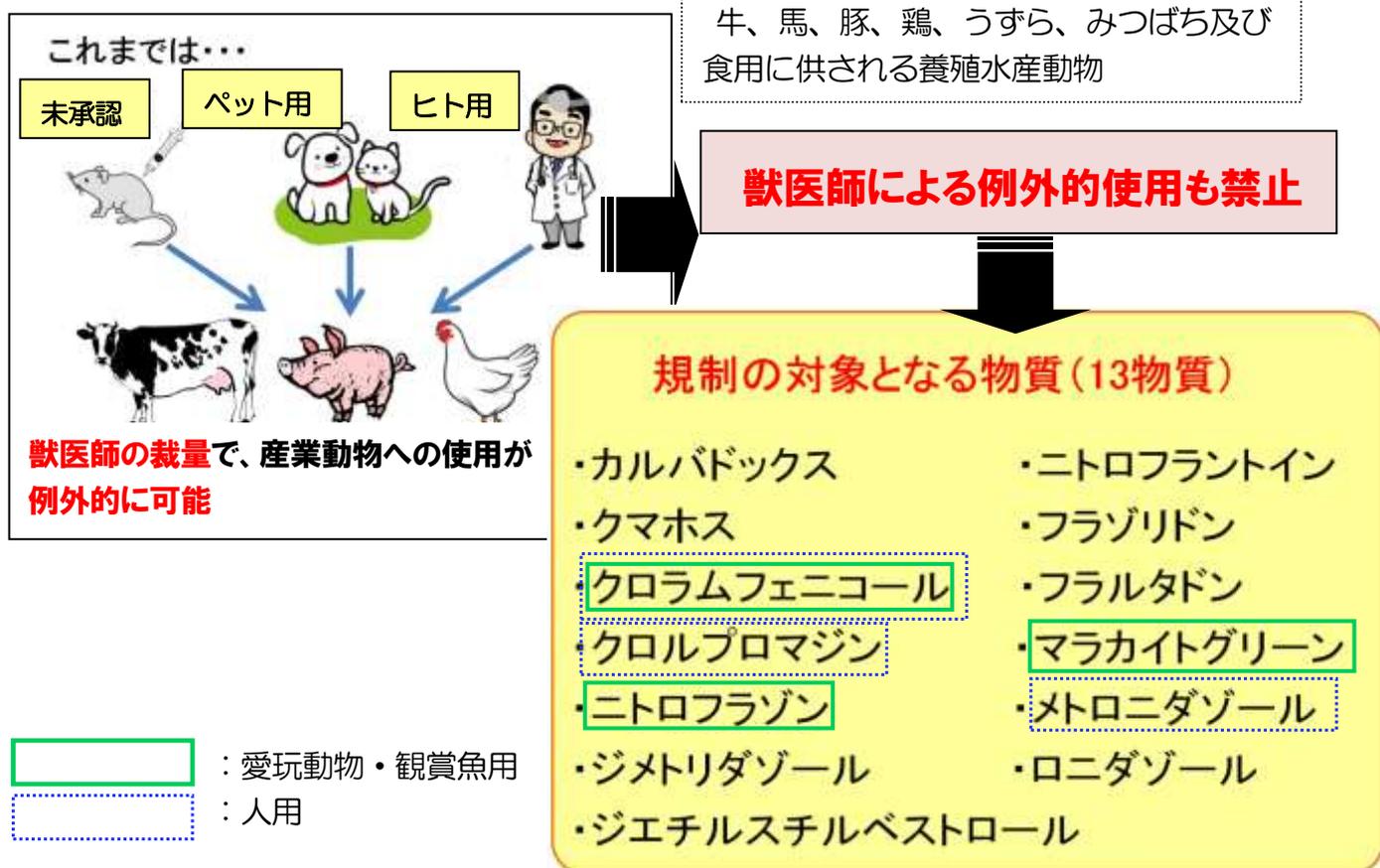
3 万一、導入直後の牛がヨーネ病患畜になったら・・・？

- ◆ 既存の飼養牛と接触させずに管理（隔離飼育）されていた場合、患畜になった導入牛の殺処分、手当金の交付、隔離飼育した場所の消毒等を実施しますが、通常の発生時に実施することになっている計 8 回の同居牛検査は行いません。

動物用医薬品の使用規制省令が改正されました

衛生課 安全対策担当

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令等が改正され、**平成 25 年 11 月 30 日**より施行されています。改正省令では、食品衛生法において、遺伝毒性や発癌性等の懸念から「食品において不検出」とされている下記の **13 物質**を含有する未承認医薬品、愛玩動物用や観賞魚用の動物用医薬品、人用医薬品について、**対象動物への使用が禁止**されています。



- ・獣医師がやむを得ず使用した場合、**食用として出荷はできません**。
- ・その場合、獣医師は、対象動物の所有者または管理者に『**出荷禁止指示書**』により、**出荷禁止を指示**しなければなりません。

獣医師は必ず「出荷禁止指示書」による指示を！！

- ・使用基準を守らず出荷した乳、卵などに医薬品が基準値を超えて残留していた場合、自主回収や廃棄の対象となります。
- ・なお、**平成 25 年 11 月 29 日以前**に使用基準が定められた動物用医薬品を使用した場合の取扱いについては、**改正前の使用基準が適用**されます。

* 獣医師が、特例使用に当たって、出荷制限期間指示書によりした指示
 * 獣医師から発効された出荷制限期間指示書

} 引き続き有効

と畜検査で発見された牛白血病（獣医師会水沢支会研修会で学んだことと併せて）

衛生課 大家畜担当

牛白血病は全国的に増加傾向にあり、県南地域では、平成 20 年度以降毎年 60～70 頭の発生があります（表 1）。牛白血病の多くは、牛白血病ウイルスの感染による成牛型で、感染した牛は生涯ウイルスを持ち続けます。発症率は数%と言われているものの、発症した場合治療法はなく致死性であるとともに、と畜場法では全部廃棄の対象疾病であることから非常に損失が大きい疾病です。

今回は、と畜検査で牛白血病と診断・廃棄された事例について、獣医師会水沢支会研修会で食肉衛生検査所の先生から御講演頂いた内容と共にお示しします（表 2、3、4）。

表 1 牛白血病の発生頭数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25.11月
県南地域	62	73	69	59	67	58
うち、と畜検査 （県南の発生頭数 に占める割合）	12 (19.4%)	23 (31.5%)	17 (24.6%)	5 (8.5%)	12 (17.9%)	19 (32.8%)
岩手県	93	100	94	116	115	90
うち、と畜検査 （岩手県発生頭数 に占める割合）	23 (24.7%)	44 (44.0%)	42 (44.7%)	21 (18.1%)	17 (14.8%)	29 (32.2%)
全国	1,149	1,497	1,753	1,834	2,106	1,538

* 散発型（胸腺型、子牛型、皮膚型）を含む **H25年度は、11月末現在の頭数

表 2 と畜場搬入別の牛白血病発生頭数
（H25.4月～11月・県南家保管内分）

品種	頭数	搬入の 区別	頭数	搬入時の 平均年齢
黒毛和種	14	一般畜	7	6.7
		病畜	7	6.8
杣刈り種	5	一般畜	2	7.2
		病畜	3	6.1
計	19		19	6.7

表 3 病畜として搬入された牛の診断名
（H25.4月～11月・全県分）

【獣医師会水沢支会研修会
岩手県食肉衛生検査所 白岩先生】

頭数	主な診断病名
7	腰痠・起立不能・脱臼 等
3	脂肪壊死症
3	消化器系疾病（食滞等）
2	結膜炎・眼球炎
1	子宮腫瘍
1	慢性肺炎

表4 病畜で搬入された牛の診断書名と腫瘍発生場所（H25.4月～11月・県南家保管内分）
 【獣医師会水沢支会研修会 岩手県食肉衛生検査所 白岩先生のスライドより抜粋】

品種	性別	搬入時の年齢	診断名	主な腫瘍発生場所
黒毛和種	去勢	2.4	腰椎損傷	心臓、腰椎孔内
黒毛和種	雌	3.0	消化不良	心臓、腸間膜
黒毛和種	雌	4.1	慢性肺炎	心臓、腸間膜
黒毛和種	雌	5.7	腰痠	心臓、肺、第二胃、腎臓
黒毛和種	雌	10.3	脂肪壊死症	心臓、腸、子宮
黒毛和種	雌	10.8	腰痠	腰椎間腔
黒毛和種	雌	11.1	子宮腫瘍	子宮、心臓、腎臓
杣スタイン種	雌	4.2	股関節脱臼	心臓、胃腸、腎臓、子宮
杣スタイン種	雌	5.5	腰痠	腎臓、腸間膜
杣スタイン種	雌	8.6	盲腸鼓脹	子宮、第四胃、腎臓

消費者の、食の安全への関心がより一層高まっています。消費者の理解無くして畜産の振興は図れません。当所は、伝染性疾病の発生予防や生産性向上をとおして、安全な畜産物の生産と安定した経営ができるよう支援しています。

牛白血病対策においては、成牛型が発生した農場が、『分離飼育』と『人の行為による感染の防止対策』を行う場合、最長5か年の対策支援を行っています。対策には経費や労力がかかることは否めませんが、できることから対策を進めることがまず第1歩です。そして、対策は継続して行うことが重要となります。生産者・獣医師・関係機関一丸となって頑張っていきましょう！

【 と畜場法 】

第16条（とさつ解体の禁止等）

都道府県知事は、第14条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めるとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体によりウイルスを伝染させるおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。〈以下、省略〉

【 と畜場法施行規則 】

第16条（検査の結果に基づく措置）

法第16条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置によるものとする。

- 一 法第14条第1項の規定による検査を行った場合において獣畜が別表第4に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認められたとき **とさつの禁止**
- 二 法第14条第2項の規定による検査を行った場合において獣畜が別表第4に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認められたとき **解体の禁止** 〈以下省略〉

別表第4 *抜粋

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、・・・、**牛白血病**、・・・、及び潤滑油又は炎症性産物等による汚染（全身が汚染されたものに限る。）

牛サルモネラ症の管内発生状況と清浄化対策

防疫課 病性鑑定担当

平成 25 年 3 月から 10 月にかけて管内 1 地域の 4 酪農場で牛サルモネラ症が発生しました。3 農場では、*Salmonella* Typhimurium (*S. Typhimurium*) が分離され、残る 1 農場では O4 群 i、一が分離されました。

発生農場では、発病牛の早期発見と臨床獣医師による適切な治療並びに牛舎消毒の継続的な実施による、清浄化対策を行ったのでその概要を紹介します。

A 農場（成牛 60 頭規模）

平成 25 年 3 月、搾乳牛 1 頭が発熱及び偽膜を伴う水様性下痢を呈したことから、当該牛の病性鑑定を実施。糞便から *S. Typhimurium* が分離された。同居牛 86 頭には同症を疑う臨床症状は認められなかったが、7 頭からサルモネラ属菌が分離され、抗生物質による治療を行った。また、経過が思わしくなかった発症牛 1 頭をまん延防止のため自主淘汰した。加えて牛舎通路への石灰散布及び出入口への踏込消毒槽の設置を行ったほか、2 週間間隔で検査を実施し、同居牛の全頭陰性を確認し 7 月に清浄化。

B 農場（成牛 100 頭規模）

平成 25 年 4 月、哺乳牛 5 頭が軟便から血様便を呈し病性鑑定を実施。2 頭からサルモネラ菌が分離され、O4 群 i、一と型別された。これら 2 頭を抗生物質により治療し、牛舎通路への石灰散布を実施したほか、子牛全頭を 2 週間間隔で検査し、全頭陰性により 8 月に清浄化。

C 農場（成牛 150 頭規模）

平成 25 年 9 月、哺乳牛 6 頭に下痢がみられ病性鑑定を実施したところ哺乳牛 4 頭から *S. Typhimurium* が分離された。その後、起立不能で血便を呈した乾乳牛 1 頭からも同菌が分離された。全頭検査により同居牛 141 頭中 2 頭から菌分離。有効薬剤による治療、牛床の石灰塗布、長靴交換及び踏み込み消毒槽の設置を実施し、12 月に清浄化。

D 農場（成牛 50 頭規模）

平成 25 年 10 月、分娩牛舎の哺乳牛 6 頭に下痢症状がみられ病性鑑定を実施。哺乳牛 5 頭から *S. Typhimurium* が分離された。搾乳牛舎、分娩牛舎、育成牛舎の検査により 48 頭中 3 頭から菌分離。一部の発症牛の淘汰、有効薬剤による治療、牛舎消毒、牛舎間の移動制限を実施し、12 月に清浄化。

牛サルモネラ症は、発熱や下痢、乳量減少の直接的な被害のみならず、治療費等の衛生費の増加、乳用牛では抗生物質使用による生乳廃棄等、経済的にも大きなダメージを被ります。対策としては、飼養衛生管理基準を守ることにより侵入防止を徹底するほか、本症の早期発見、早期対応が重要ですので、牛に異常が認められた場合には、速やかに獣医師または家畜保健衛生所に連絡してください。

ハエの発生防止は、畜舎の周辺住民からの苦情対応のほかに、家畜のストレス軽減と病原体の媒介防止の観点からも重要です。ハエの卵のふ化は春期から始まりますので、今の時期から幼虫対策を行なうと効果的です。ここでは、畜舎で問題となるイエバエの対策について紹介します。



幼虫対策



1 環境整備による対策

雌の成虫は幼虫の餌源となる堆肥、糞便、飼料の隙間に卵を産みます。1匹が生涯に産む卵は平均600個と言われています。

発生源の管理を適切に行い、**幼虫の発育を抑える環境を整える**ことが重要です。

ハエの好む場所	対策
水分の多い飼料	蓋やシートをかけ、雨水などの混入を防ぐ
湿った床・通路など	換気をこまめに行い乾燥させる（消石灰の散布を併用する）
側溝・汚水溜まり	側溝を清掃する、排水路を確保して 水溜まりを減らす
畜舎内の堆積糞	こまめに除糞し、乾燥させる
堆肥舎	発酵温度 60℃以上 、 水分70%以下 となるよう切り返しを行なう

2 ハエ幼虫発育阻害剤（IGR剤）による対策

IGR剤とは昆虫の変態（卵→幼虫→さなぎ→成虫）を阻害する製剤の総称です。畜産用殺虫剤として使用されるものは2種類あります。

成虫の数が少ない時期から使用を開始することで効果が高まります。

- ① 昆虫の体表を作っているキチン質の合成阻害剤（脱皮を阻害する）
- ② 幼若ホルモン様物質（幼虫の正常な成長を妨げ、奇形を生じる）



※ IGR剤使用上の注意点

- ・ いずれのIGR剤も、ハエ幼虫が摂食することで効果を発現しますので、単位面積当たりの薬剤散布量および、散布の間隔を守ってください。
- ・ **成虫に効果はありません。**
- ・ 家畜・家さんへ直接噴霧しないでください。



成虫対策

- (1) 物理的防除 : 粘着トラップ等ありますが、あくまでも補助的な対策です。
- (2) 成虫用殺虫剤 : 長期間、同じ薬剤を使用すると、その薬剤に対する抵抗性をもつ可能性が高まります。複数の薬剤を交互に使用しましょう。

岩手県南家畜衛生推進協議会からのお知らせ

○平成 26 年度特定疾病病予防注射接種料金等について

平成 26 年度岩手県南家畜衛生推進協議会で取り扱う各種ワクチンの接種料金は、**平成 26 年 4 月 1 日以降の接種分より**、以下のとおりとなりますので、よろしくお願いたします。

事業区分	ワクチン	1 頭あたり接種料(前年比)	左の内技術料
(一社) 岩手県 畜産協会受託 事業	牛五種混合(生)	2,080 円 (80 円増)	514 円
	牛五種混合(不活化)	1,910 円 (10 円増)	514 円
	牛六種混合(生・不活化)	2,320 円 (120 円増)	514 円
	牛アカバネ病	1,920 円 (70 円増)	514 円
	牛ヘモフィルス	1,220 円 (20 円増)	514 円
	豚丹毒(生)	164 円 (4 円増)	93 円
	豚丹毒(不活化)	170 円	93 円
独自事業	日本脳炎・パルボ混合(生)	1,300 円	257 円
	豚日本脳炎(生)	600 円	257 円
	牛コロナウィルス(不活化)	1,200 円	514 円

*受託事業のワクチン接種料金については、ワクチン購入に係る消費税が5%から8%になったこと及びワクチンのロス率を加味して算定した結果により、(一社)岩手県畜産協会が上記の金額に改算したものですので、何卒ご理解願います。

○畜舎等の石灰消毒のお奨めについて

家畜の生産性の向上を図る上で、飼養環境を清潔に保つことは、大変重要です。

特に消毒による環境改善は、ワクチンの接種とともに大きな効果が認められますので、畜舎内の定期的な石灰消毒をお奨めいたします。

岩手県南家畜衛生推進協議会では、平成 25 年度畜産環境改善技術普及事業により「石灰塗布機」2 台を購入し、現存の 1 台を含め 3 台を保有しております。

これらは、岩手県南家畜保健衛生所内、岩手中部農業共済組合内、室根高原牧場内に各 1 台を配置しており、随時貸し出しを行っておりますので、ご利用をご希望の管内畜産農家等は右記までお申し出ください。

○岩手県南家畜衛生推進協議会

(岩手県南家畜保健衛生所内)

TEL 0197-24-5532

FAX 0197-23-6988

○岩手中部農業共済組合家畜課

TEL 0198-23-5201

FAX 0198-24-8992

○いわて平泉農業協同組合畜産部畜産事業課

(平成 26 年 3 月 1 日以降)

TEL 0191-75-3313

FAX 0191-75-3549

室根高原牧場

TEL 0191-72-2349

編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593

(佐々木・吉田・竹下)

岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988

(横屋)